

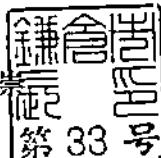
景観配慮協議結果通知書

鎌都景第324-1号

令和3年(2021年)6月15日

徳増 明彦 様

鎌倉市長 松尾 崇



次のとおり通知します。

景観協議番号	第3-6号			
土地利用類型の名称	住商複合地、一般住宅地			
景観地区	<input type="checkbox"/> 内 (<input type="checkbox"/> 外)			
行為の場所 (地名地番)	鎌倉市笛田一丁目162番1ほか6筆			
行為の種類	建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築
	開発	<input type="checkbox"/> 土地の区画の変更	<input type="checkbox"/> 土地の形質の変更	
特定地区	<input type="checkbox"/> 内 (<input type="checkbox"/> 由比ガ浜 <input type="checkbox"/> 由比ガ浜中央 <input type="checkbox"/> 鎌倉芸術館周辺地区) <input checked="" type="checkbox"/> 外			
協議事項	<p><地区の特性・課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 近隣商業地では、低中層の地域型の商業施設と住宅が混在している。 一般住宅地では、全般的に低層であるが、主要な道路沿いでは、中高層の建築物の立地が見受けられる。 <p><景観形成基準に係る協議内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物のセットバックや敷き際の緑化により、周辺のまち並みとの調和に配慮した計画としている。 建築物の外壁、屋根の基調色は、基準内となっている。 <p>以上のことから、当該景観配慮協議対象行為は鎌倉市景観計画を理解した上で計画されているものである。</p>			
備考				